

<論文>貞敏の琵琶楽伝習をめぐって

佐藤, 辰雄

(出版者 / Publisher)

法政大学国文学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

日本文学誌要

(巻 / Volume)

32

(開始ページ / Start Page)

13

(終了ページ / End Page)

28

(発行年 / Year)

1985-07-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00019428>

貞敏の琵琶樂伝習をめぐって

日本の琵琶樂史上忘れ去ることのできない人物として、まず挙げられるべきは藤原貞敏と言つてよからう。彼は承和の遣唐使節の一員として唐土に渡つて琵琶を伝習し、日本の琵琶樂を飛躍的に發展させた功勞者として長く記憶されてきた。ところが、この伝習に関する記録は決して一様でない。例えば、貞敏をしてかくの如く多大な功績を残さしめた琵琶樂伝授者は廉承武とも劉二郎とも伝えられているし、少なからぬ説話集や樂書、相承血脈などでは両者を同一人物と捉えているようにまち／＼である。同様のことは伝習地や伝習期間についても言える。

このような伝習問題の相違は、つきつめると二つの古い資料間の相違に由来する。往古より一つの事実が二様に伝えられていたのである。だが、この問題を説明する手だてが全くないわけではないし、何よりも後代の説話集や樂書ではこの伝習がくり返し想起さ

佐藤辰雄

れ、さまざまな趣向で語られていることもあって黙過し得ない。中でも伝授者についてはとりわけ重要に思われる。と言うのも、廉承武や劉二郎は中国文献の中に見出すことができず、東洋音樂の方面でも未詳の人物として向後の研究に俟たれ、二人に対する論も管見の及ぶ限りは見出せない現状であるが、実体が明らかでない彼らは諸伝承の中で貞敏への琵琶樂伝授以外にもさまざまに活躍しており、日本の琵琶樂を語る上で避けて通ることのできない存在だからである。伝承中に於いて彼らが持つ意味は決して軽いものではない。しかし、それについては別稿に譲ることとし、ここでは種々の伝承を發生せしめる根本的な契機となった伝習問題をめぐって考えることとする。即ち、琵琶樂をめぐる諸伝承を究明する第一歩として、伝授者に主眼をおきつつ伝習の事実を明らかにして行く。

二
初めに、琵琶樂伝習の当事者である藤原貞敏を中心にしてその周

辺を探っておきたい。貞敏が唐に於いて琵琶楽を伝習したことは伏見宮本『琵琶譜』(1)の跋にある、彼自身が記した記事に依って知られる。

大唐開成三年戊辰八月七日壬辰、日本國使作牒狀、付勾当官銀青光祿大夫檢校太子庶事王友真、奉楊州觀察府請琵琶博士。同九月七日壬戌、依牒狀送博士州衙前第一部廉承武字廉十郎、生年八十五、則楊州開元寺北水館而伝習弄調子。同月廿九日學業既了、於是博士承武送譜、仍記耳。

開成三年九月廿九日判官藤原貞敏記

本譜の内容は大きく分けると序文・目次・譜面と、更に譜面・跋文の二部構成になっており、解題に依ると紙質や筆跡から推定して書写年代は平安中期十一世紀前後、序文の作者は貞保親王(八七〇頃(九二四))と考えられること、また楽伝承の根源・親王所伝の正統性や權威を明示しようとして、貞保親王が巻末に古来相伝のままの形で貞敏の記文を付載したものであろうという。

この跋文に依ると、貞敏は遣唐使節応接の官吏である王友真を通じて紹介された琵琶博士「州衙前第一部」、つまり楊州府役所ないしは同府軍隊の一部門である前第一部に所属するの意味であろうか(2)、その当時八十五歳と高齢の廉承武から楊州開元寺の北にある水館に於いて、わずか三週間余の短期間であったが、琵琶曲を伝習した上琵琶譜を送られている。唐の開成三年(八三三)は玄宗皇帝時代、本朝の仁明天皇承和五年にあたり、貞敏が遣唐使として渡唐していたことは『三代実録』貞観九年(八六七)十月四日の条にある貞敏卒伝にも記す通りである(3)。そして、ここには琵琶楽伝

習の異伝が記されている。

四日己巳。從五位上行掃部頭藤原朝臣貞敏卒。貞敏者。刑部卿從三位繼彦之第六子也。少耽愛音樂。好學鼓琴。尤善彈琵琶。承和二年爲美作掾兼遣唐使准判官。五年到大唐。達上都。逢能彈琵琶者劉二郎。貞敏贈砂金二百兩。劉二郎曰。礼貴往來。請欲相傳。即授兩三調。二三月間。盡了妙曲。劉二郎贈譜數十卷。因問曰。君師何人。素學妙曲乎。貞敏答曰。是我累代之家風。更无他師。劉二郎曰。於戲昔聞謝鎮西。此何人哉。僕有二少女。願令薦枕席。貞敏答曰。一言斯重。千金還輕。既而成婚礼。劉娘尤善琴箏。貞敏習得新聲數曲。明年聘礼既畢。解纜歸鄉。臨別劉二郎設祖筵。贈紫檀紫藤琵琶各一面。是歲。大唐大中元年。本朝承和六年也。七年爲參河介。八年遷主殿助。少選遷雅樂助。九年春授從五位下。數歲轉頭。齊衡三年兼備前介。明春加從五位上。天安二年丁母憂解官。服闋拜掃部頭。貞觀六年兼備中介。卒時年六十一。貞敏无他才藝。以能彈琵琶。歷仕三代。雖无殊寵。聲價稍高焉。

伝習記事の部分を見ると、承和五年、渡唐して上都に着いた貞敏は劉二郎なる人物に砂金二百兩を贈って二ヶ月の間琵琶曲を習い、譜を数十巻与えられた他、掃部に際して琵琶二面を贈られた。また、その伎倆を賞でられて劉二郎の娘と夫婦になり、彼女からは箏を習ったという。師名が廉承武ではなく劉二郎になっている問題は後に触れるとして、文中の「於戲昔聞謝鎮西。此何人哉。」は文意の捉え難い箇所だが、佐伯有清氏は『最後の遣唐使』の中で「こ

これは冗談だが、その昔、謝鎮西という人が琵琶の名手として聞こえておった。これが君の師匠であつたのではないかね。」と解釈している(4)。謝鎮西は晋代の人、謝鯤の子謝尚のことで、字は仁祖、鎮西將軍と号し、「善音樂、博綜衆藝」の士であつた(5)。琵琶にも秀れていて、『教訓抄』卷八・琵琶にも「謝鎮西ハ沙漠ニ引、白棗天ハ尋陽ニ聞ク。彼ハ旅泊ノ船ノ中、明月ノ夜。此モ旅泊ノ波ノ上。月ノ明ナル前へ、東ノ舟西ノ舟、実ニ情々トシテモノイハズ。」(6)と事蹟が引用されている程である。かような人物を引き合いに出すのは貞敏の伎倆を高く評価したからに他ならず、だからこそ娘を嫁がせたのだろう(7)。尤も、当時は外国人が中国人女性との結婚を許されたのは公の認可があつたのことに限られ、しかも本国に連れ帰ることは認められていなかったというが(8)。

承和六年、帰朝した貞敏は

冬十月己酉朔。天皇御紫宸殿。賜群臣酒。召散位從五位下伴宿祢雄堅魚。備後權掾正六位上伴宿祢瀨賀雄於御床下。令圍碁。並當時上手也。雄堅魚下石二路。賭物新錢廿貫文。一局所賭四貫。所約惣五局。瀨賀雄輪四。亦令遣唐准判官正六位上藤原朝臣貞敏彈琵琶。群臣具醉。賜祿有差。(9)

と仁明天皇の前で琵琶を弾いている。留学の成果を披露したものと考えられるが、さすれば、貞敏が琵琶博士(それが廉承武であれ、劉二郎であれ)に伝習したのも勅命であつたからかも知れない。前引『琵琶譜』に「八月七日壬辰、日本國使作牒狀」と記載されていることも参考になろう。

古来、日本の学問・技芸の世界は渡来人系氏族の独壇場であつた

が、やがて日本人にも秀でた者が輩出し始め、渡来人系氏族から日本人へと担当者が変わりつつあり、その代表的な人物の一人が藤原貞敏であつたという(10)。確かに彼は日本の音楽史上画期的な位置にあり、一説に従うと彼の招来したものは琵琶楽ばかりではなかつた。貞敏が劉娘から箏曲を習い伝えたという所伝は『三代実録』の他、血脈にも受け継がれており、応永十一年(一四〇四)仮名具注曆紙背『箏相承系図』(11)には

④北水館人

一説大唐女劉娘授掃部頭藤原貞敏、々々授貞保親王、々々授醍醐天皇云々。

此説琵琶相傳之趣因准歟。抑又非無所見。

(注) ④ 京都大学付属図書館蔵菊亭本『箏相承系図』

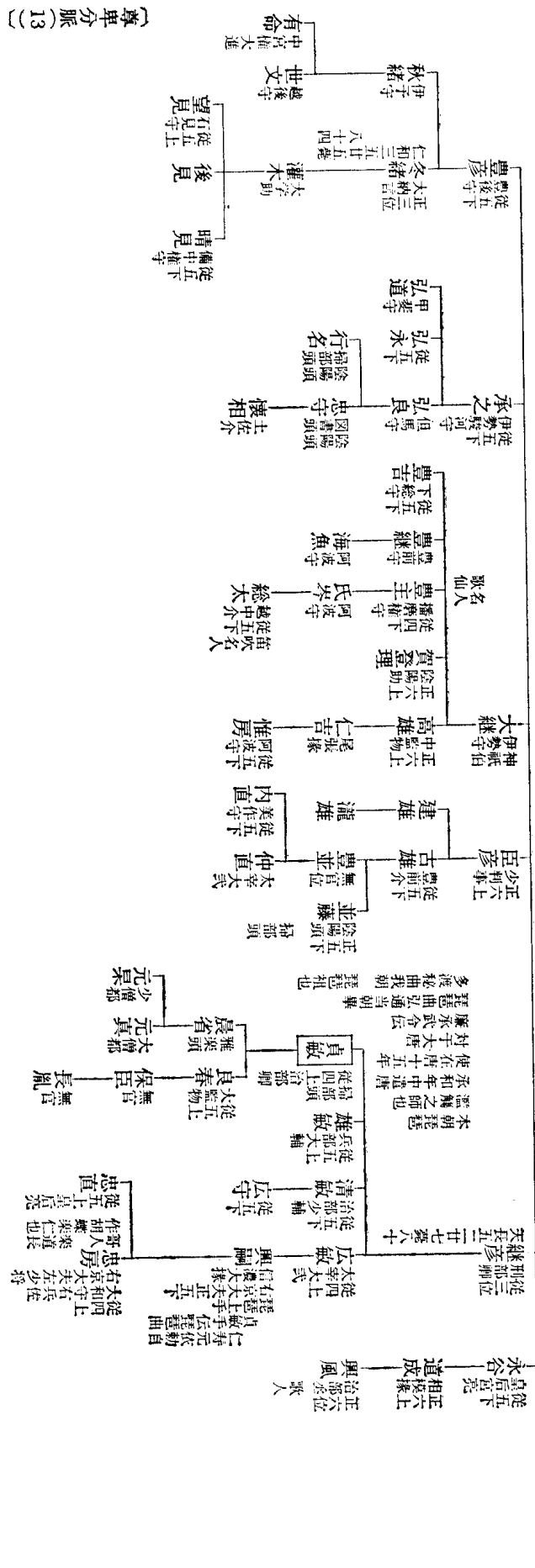
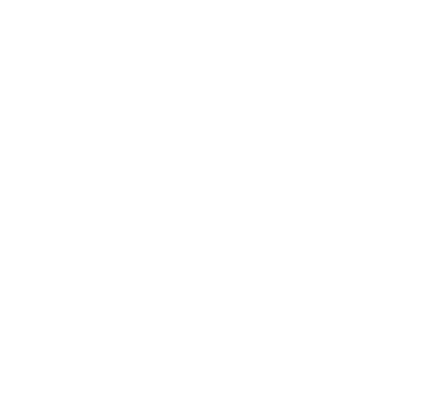
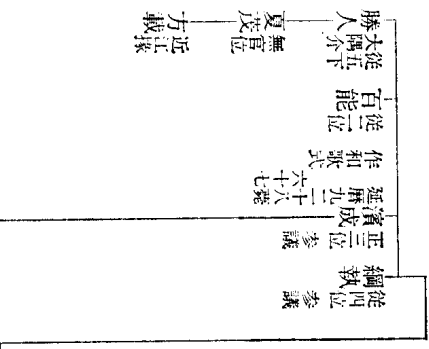
と記されている。「因准」、即ち琵琶相承の例に拠っているのかと疑われながらも、箏伝来の一説として考えられていた。このように貞敏は音楽、とりわけ琵琶に大きな事蹟を残すようになったのだが、それも故無しとしないのである。

藤原貞敏は不比等の四男京家兵部卿麿の流れで、麿の曾孫、継彦の第六子である。京家の名称は麿が一門を立てた時右京大夫であり、兵部卿になつても続いて左京大夫を兼ねたことに由来し、藤原氏四門の中では最も栄えなかつた一族である(12)。わずかな例外を除くと当時に於いてすら四位・五位止まりであつた。

恐らくは、不比等を祖に持つ名門の出でありながら他の一門、とりわけ北家流の榮華を横目にしつつ、うだつのあがらぬまま他の中・下級貴族に伍していたのであろう。

左京大夫從三位參議兵部卿

母大織冠安孔百重夫人不比等密通之不比等黑母妹也



〔尊卑分脈(13)〕

京家のかような不遇は、桓武天皇時代延暦元年（七八二）閏一月十一日に露頭した氷上川継の謀反に連座したことに起因するといふ（14）。川継の妻法菴が磨の息浜成の娘たる故を以て与党と疑われた為、浜成は十八日参議を解却され（五十八歳頃）、その息の兵部少輔継彦も翌十九日、大伴家持らと共に解任されたのである（15）。継彦はそののち復されたものの、天長五年（八二八）二月二十六日に八〇歳で薨じた時は従三位ながら非参議止まりであったことから、も明らかのように（16）、継彦自身は言うまでもなく、京家自体が既に昔日の勢いを失なっていたと思われる。従って、貞敏が六十一歳にして従五位上行掃部頭（『三代実録』、『尊卑分脈』は従四上とする）で終っているのも、それ相応の昇進であったと見ることができよう。

このように、貞敏の出自は政治的に見るなら藤原氏として決して恵まれたものではなかったが、芸術的には先代の余徳を十分仰ぎ得ることができた。磨は『懐風藻』や『万葉集』に数首ずつ詩・歌を残し、浜成は和歌四式の一つである『和歌標式』を撰し、継彦は「性聡敏有識度。尤精星曆。亦熟絃管。雖三爵之後。曲誤必顧之。」（17）と讃えられる程であった。これらの学芸・技芸の風は貞敏以降も一族に受け継がれていたが、磨も浜成も音楽に関する記録が見当たらないので、貴族の教養的水準での素養はあっただろうとしても、琵琶の風はもしかすると継彦に発したのかも知れない。尤も、貞敏の伎倆を讃嘆した劉二郎が「君師何人。素學妙曲乎」と尋ねたのに対して「是我累代之家風。更无他師。」と答えた由『三代実録』に記されているので、これに従うと継彦以前に既にそ

の伝統が存した如くである。いずれにせよ、貞敏は管絃の名手である父にその才をみがかれて、「无他才藝」と酷評されながらも「少耽愛音樂。好學鼓琴。尤善彈琵琶。」、「雖无殊寵。聲價稍高焉。」と高く評価され（18）、四調を定めて後世祖師と称えられるに至ったのである（19）。

三

さて、伏見宮本『琵琶譜』跋文（以下『琵琶譜』）と『三代実録』とは貞敏が遣唐使節の一員として唐土に渡り、中国人より琵琶楽を伝習したとする大枠は同じであるが、伝習地が前者は揚州開元寺の北にある水館なのに対し後者は長安、師名が前者は廉承武字は廉十郎に対して後者は劉二郎、伝習期間が前者は三週間余に対して後者は二ヶ月間と大きく相違している。これはいったいどう解釈すべきなのだろうか。これらの点に解答を与えるものとして円仁の『入唐求法巡礼行記』（以下『行記』）がある。貞敏等とともに承和の遣唐使の一人として渡唐した円仁は後に本書を著わしたが、これに依って遣唐使一行の様子を少なからず知ることができるばかりか、伝習をめぐる『琵琶譜』と『三代実録』記事の正否も決定できるのである。

まず伝習地の問題であるが、『行記』に依ると（20）、六月二十三日午後六時頃、有救島を出発した遣唐使船は曲折がありながらも七月二日午後二時頃、揚州海陵県白潮鎮桑田郷東梁豊村に至り、七月二十五日夕方六時頃、近くに開元寺がある揚州城北の江に到着した。しかし長安入洛の許可がおりず、遣唐大使藤原常嗣を初めとする一

行が長安に向けて揚州を出発したのは、それから二ヶ月余を経た十月五日のことであった。その時貞敏は円仁等と共に残留組の一人として揚州に残っていた。

当面関連する部分をかいつまむところなるが、残念ながら『行記』には貞敏の琵琶楽伝習が記されていない。しかし、貞敏は『琵琶譜』にある八月七日以前に揚州に着き、以降も引き続きそこに滞在していたこと、更に近くに開元寺があり、一行は「江南官店」等に宿泊していたことが確かめられる。

貞敏の揚州残留を具体的にみると、長安への入京を申請して許されたのは遣唐大使藤原常嗣・判官長岑高名・同菅原善生の他、高岳百興・大神宗雄・大宅年雄・伴須賀雄・円行、それに雑色以下の三十五人で、貞敏は含まれていなかった（十月四日条）。また、貞敏は十一月二十九日、数日来続いた病に苦しみ、妙見菩薩と四天王を描かせようと発願し、翌十二月九日、揚州開元寺で阿弥陀仏・妙見菩薩・四天王並びに六十余僧の供養を行っている。その頃入京組は十二月三日長安に到着していた。渡唐の旅は想像以上に困難を極めて死者が続出したが、揚州に於いても八月十八日船師佐伯金成が病死し、水手長佐伯全継も堀港鎮で死んだことを八月二十一日に知らされている。貞敏自身、七月二十四日に揚州の手前で下痢に苦しんだこともあって、今回の病気で死の恐怖を一層かきたてられたのだろう。このように貞敏は揚州を離れてはいなかった。

入京組とは別に長安に入ったのではなからうかという想定も、唐国の厳しい監督下にあつてはとうてい考えられないことである。遣唐大使の常嗣等でさえ長安入京の許しを得て出発する迄は、七月二

十五日の揚州府到着後二ヶ月以上待たねばならなかったし、真言請益僧の円行は数度に及ぶ上奏の結果、かろうじて長安の青龍寺に入ることができたものの、わずか二十日の間になしえたことは二十人の書手を雇って文疏等を書写したり（二月二十日条）、義真座主より胎藏法を受法したことだけであつた（二月二十五日条）。また、法相請益僧の戒明にいたつては入京すら許されず、そのため弟僧義澄をにわかには俗人の姿に変えて、判官の使者として入京させた程であつた（二月二十日条）。入京組でさえこのような状態であつたから、正式な入京使節でない貞敏が長安に赴き得るはずもなかつたのである。言うまでもないことだが、『行記』もそのようなことは記していない。

次に、伝習した施設について『三代実録』は何ら記すことなく、『琵琶譜』は「揚州開元寺北水館」としている。『行記』から伝習の施設名を探することは不可能なかわりに、貞敏が宿泊していたと覚しき施設は「江南官店」を始めとして頻出しており、この宿泊施設で伝習がなされた可能性もある。小野勝年氏は「『入唐求法巡礼行記』の研究」(21)の中で、「江南官店」は「江の南にある宿泊施設」の意であろうとし、それは開元寺北方にあつた「水館」と同じ建物で平橋館のことと推測している。『行記』にはこれらに関する記事が次のように出ている。

(1)「官店」(含「店館」)

(1)開成三年七月二十六日

「晡時、下船宿住於江南官店、尚僧各居別房。」

(2)同年七月二十八日

「齋後雇ニ少船、向ニ靈居寺、半途有レ障、不レ入ニ寺裏、還到ニ官店、不レ久之頃、開元寺僧全操等九箇僧來、慰ニ問旅弊、」
(ハ)同年八月一日

「暮際依ニ大使宣、爲レ果ニ海中誓願事、向ニ開元寺、看ニ定閑院、三綱老僧卅有餘共來慰問、巡禮畢歸ニ店館、」

(ニ)同年八月九日

「巳時節度使李相公牒ニ於開元寺、許令レ畫ニ造佛像、未時勾當日本國使王友真來ニ官店、慰ニ問僧等、」

(ホ)同年八月十六日

「暮際勾當日本國使王友真共ニ相公使ニ到ニ官店、」

(ケ)同年八月二十二日～二十四日

「王大使將ニ相公牒ニ來、案ニ其狀ニ一偈、兩僧及從等令レ住ニ開元寺者、廿三日晚頭開元寺牒將來送ニ勾當王大使、廿四日(中略)齋後差レ使遣レ寺、令レ檢ニ校客房、未時兩僧并僱人等出ニ官店ニ詣ニ開元寺、既到ニ寺裏、從ニ東塔北ニ越ニ二壁、於ニ第三廊中間房ニ住、」

(2)「水館」

(ト)同年九月二十九日

「大使君贈ニ砂金大十兩、以宛ニ求法料、相公爲ニ入京使、於ニ水館ニ設レ錢、」

(3)平橋館

(チ)同年十月三日

「晩頭請益留學兩僧往ニ平橋館、爲ニ大使判官等入京ニ作レ別相諮、」

(リ)開成四年二月十八日

「齋後請益留學僧等出ニ開元寺、往ニ平橋館ニ候レ船、諸官人未レ駕レ船、」

(ヌ)同年二月十九日

「申時駕レ船 載人惣船惣十箇隻、平橋館東駐留、」

右の諸項から、水館と平橋館は同一の施設と思われること(ト)(チ)、それらが江に臨接した建物であること(リ)(ヌ)、開元寺は江南官店と同じ岸に位置し(ロ)(ハ)(ケ)、官店、平橋館と程遠からぬ所にあつたものの(ロ)(ハ)(チ)(リ)、江には開元寺より平橋館の方が近いこと(リ)(ロ)がわかる。そしてこれらから、官店と平橋館とは同一かと推測され、もしそうならば平橋館は疑いなく江の南に位置していた。距離を度外視して相互の位置を示すと、ほぼ江—平橋館—開元寺の順になり、開元寺から見るなら平橋館は概ね北側に建っていたということになる。

『行記』に於いて「官店」「水館」「平橋館」の呼称が混在することなく、時間的に移行して用いられているのは円仁の施設に対する認識と深く関わっているように、もしかすると、それは円仁一人だけの認識ではなかったのかも知れない。『行記』に「水館」と記す日付が九月二十九日、同じく「水館」と記す『琵琶譜』も九月二十九日に書かれたものであるということは、たとえ単なる偶然としても奇妙な暗合と言わざるを得ないが、恐らくそれは宿泊施設に対する遣唐使一行の共通した認識を示している。現在、開元寺や平橋館が建っていた場所をはっきり知ることはできないが、揚州府付近に「官店」なり「水館」なりが一つしかなかったのなら、小野氏の

言うようにそれを平橋館と推測することは不当でないし、また、それは江の南にあって開元寺の北側に位置していたと理會しても大過なさそうである。『琵琶譜』に記す「揚州開元寺北水館」はこの点からも支持されようし、伝習が貞敏の宿泊した施設に於いてなされた可能性は極めて高い。

『行記』から貞敏は長安に赴かず、しかも少なくとも揚州開元寺近くの宿泊所に滞在していたことが明らかになった。この点について『琵琶譜』は問題なく、更にそれは先述の如く開元寺の北側に位置する建物であったとすると正に合致するが、反対に貞敏が長安に赴いたとする『三代実録』の記事は『行記』と齟齬をきたしている。

伝習期間については、貞敏が揚州に着いてから翌承和六年（唐の開成四年）三月二十二日に楚州で帰国の第四船に乗船する迄の九ヶ月間弱（閏一月あり）、『琵琶譜』は抵触するところが何らない。だが、『三代実録』の言う、長安での二ヶ月間の伝習にはかなりの無理が生ずる。貞敏が残留組として揚州に滞在していたことはひとまず置いて、あえて貞敏に入京許可がおりたと想定しても、十二月九日迄は確実に揚州にいたので出発はそれ以降となる。そして、揚州より長安に近い楚州に遅くとも三月二十一日に戻ってなければならぬのだから、その期間はどんなに長くとも一三〇日を越えることはない。ところが、入京大使常嗣等の例を参考にすると、揚州―長安―楚州の旅程日数は三ヶ月以上を必要とする為、『三代実録』の伝える如く長安で二ヶ月間も伝習する余裕はとうてい望み得ないのである。この伝習期間を信じた場合、二ヶ月伝習もそうだが、

三ヶ月伝習にいたっては旅程日数を大幅に短縮しなければならぬ。しかし、当時の遣唐使節に対する厳しい処遇から判断すると、正式な使節でない貞敏が容易に移動できた可能性は極めて少なく、同じ残留組の円仁などは入京大使の再三に亘る上奏も空しく、遣唐使一行の帰国が間近いという理由で天台登山を遂に叶えることができなかった（開成四年二月二十四日条）。この勅は大使常嗣等が唐帝文宗に拝謁する一月十三日以前に既に下っており、長安に行くよりもはるかに近い天台登山の希望さえこのありさまだったのである。

また、二ヶ月間という『三代実録』の漠然とした表現は、伝習記事の正確さという点でマイナス要素とならざるを得ないし、繰り返すことになるが、十二月十日以降の『行記』のどこにも貞敏の揚州出発・長安入京記事がない。伝習期間の点から検討しても『三代実録』の記事は信用し難いということになる。

師名はどうか。これについては外部徴証が何らあるわけではなく、中国の文献からは「廉承武」も「劉二郎」も見出せないことは前に述べた通りである(22)。しかし『琵琶譜』の「廉承武」は良しとしても、『三代実録』に言う「劉二郎」は本名や字としてなじみ深いものではないばかりか「二郎」はいささか日本的で、強いて考えられるのは排行ぐらいであろうか(23)。同じように『琵琶譜』が廉承武の字を「廉十郎」としているのも、或いは排行を誤まったのかも知れないが、いずれにせよ名前だけにこだわって是非の結論を出すことは無理のようである。

以上のように、師名の点では『三代実録』と『琵琶譜』はどちら

とも決し難いが、『行記』と対照した結果、『三代実録』は伝習地・伝習期間ともに誤謬があると考えられるのに対し『琵琶譜』は信をおくに足る資格を十分に有していた。

四

前項で『三代実録』と『琵琶譜』の間に見られた三点の重要な相違を検討することによって、後者の信すべき性格を明らかにしたが、それでは両書の伝習記事の中で、今の三点以外の記事の正確さはどうであろうか。

まず、『三代実録』ですぐ目にとまるのは伝習記事の終わりにある「是歳大唐大中元年。本朝承和六年也。」という年次の誤まりである。大中元年（八四七）は宣宗の時代で、我國の仁明天皇嘉祥元年（承和十五年が六月十三日改元される）に相当する。編年体の史書が年次を誤まるというのは致命的な欠陥と言わざるを得ず、このような誤まりが史実に忠実ならんとする編纂者自らの手に依って起こったとは何とも不思議で考え難い。事実、これ以外の貞敏の経歴は知り得る限り正しいのである。つまるところ、このような誤まりが生じた原因は、何よりも伝習記事の文章の性格が物語っているように思える。

琵琶楽伝習記事をふり返るなら、そこに説話的な趣きを感じるのは容易であろう。そもく『三代実録』の薨卒伝にはエピソードを含む場合が少なからずあり、藤原良房や藤原良相等の伝記は家伝に依るものかと言うが(24)、貞敏の伝習部分も京家に伝承されたエピソードを掲載した可能性なしとしない。そして、何らかの手違い

から大中元年Ⅱ承和六年と誤まった伝承を卒伝に掲載するに当たり、編纂者がその年次を確かめる労を怠った為に現在のようなことが出来たのではないか。要するに、貞敏卒伝中の琵琶楽伝習記事は京家の家伝（或いはそれに限定せずとも何がしかの伝承的記録）に基づいて記されたもので、大中元年Ⅱ承和六年の誤まりも『三代実録』の編集段階で初めて現われたのではなく、家伝中に既にあつたものと考えられるのである。

では、京家の家伝がかく誤まり、貞保親王の著わした『琵琶譜』と異なるのは何故かと言えば、それは貞敏から貞保親王への相承がからんでこよう。琵琶血脈に依ると相承は以下のようになされている。

相承系譜が著しく異なる為二種に分けて掲げたが、貞観九年（八六七）卒の貞敏と貞観十一年生まれの貞保親王との間に直接の相承伝授があるはずもなく、そこに何某かが接点として介在していたことは疑いない。明らかに誤まりのある蓬左文庫蔵本はさておき、藤木流は掛け橋となった人物の記載がなく、森末本と『樂書類聚』はそれを清和天皇としている(28)。

いずれにせよ、貞敏の流れは貞保親王へと続いて行く。その時、当然のことながら琵琶の譜を始めとした関係書類が貞保親王に伝えられたはずであり、『琵琶譜』跋文もいわば琵琶楽統の始源を語る重要な故実としてその中に含まれていたであろう。先にも触れたように、この『琵琶譜』は貞保親王の手に成り、権威付けのため跋に貞敏の記文を置いたと考えられているが、これなども貞敏の記した文書が貞保親王へ伝えられていたからこそなしえたのである。けだ

し、貞敏の史実的記録が離れて行った為、京家には史実に異なる伝承が残るだけとなって、『三代実録』にはそれが採り入れられたのだろう。『三代実録』が藤原時平と大藏善行の手に依って完成奏上されたのは延喜元年(九〇一)八月二日のことであった。貞敏卒後三十余年、大中元年は五十四年前であり、貞敏渡唐は更に遠く六十年前、『三代実録』の完成時は既に孫や曾孫の時代になっており、そこにはかような「異伝」が生じていても不思議ではない隔たりがあったのである。

一方、『琵琶譜』の場合はどうかと言うと、小さな一点を除いて他は全て正しい。例外の小さな一点とは冒頭に記された「大唐開成三年戊辰」の干支である。開成三年、即ち承和五年は「戊午」が正しく、最も近い「戊辰」は『三代実録』の「是歳大中元年」に当たる嘉祥元年(八四七)である(29)。このような誤まりが一例あるものの、これに続く「八月七日壬辰」や「九月七日壬戌」の干支は開成三年承和五年のそれに符合し(従って、「戊午」とあるべきものが「戊辰」になっているのは、誤解もしくは誤写等に依ると考えられなくもない)、王友真と彼の「勾當官銀青光祿大夫檢校太子庶事」という役職名は『行記』にも開成三年八月九日や八月十六日の条に「勾當日本國使王友真來_ニ官店_ニ慰_ニ問僧等_一、兼早令_レ向_ニ台州_ニ之狀相談歸却、請益法師便贈_ニ土物於使_ニ、」_一「勾當日本國使王友真共_ニ相公使一人_ニ到_ニ官店_ニ」_一と見えるのを始めとして、「開元寺牒將來送_ニ勾當王大使_ニ」(八月二十三日)、「日本國留後官爲_レ令_ニ惟正等受戒_ニ更帖_ニ相公_ニ、雖_ニ先帖_ニ送所由_ニ、而勾當王友真路間失却_ニ、」(十二月二日)等としばしば登場する。「勾當」とは、ここではほぼ遣唐使の

応接を任とする官吏を意味するが、王友真は実際にそのような役割を果たしている。『琵琶譜』で揚州觀察府に琵琶博士を請い求めた時、王友真に依頼した理由も彼が遣唐使節の担当官だったことにある。

かくて、伝習地や伝習期間の問題以外を検討してみても、『琵琶譜』記事が『三代実録』よりはるかに当時の実状に近くて正確だったことは明白である。それは一例を除く干支の一致ばかりではなく、官人の役割に於いて最も顕著であった。これと言ひ、伝習地や伝習期間の正確さと言ひ、『琵琶譜』記事に疑いをさしはさむ余地は殆んどないように思われる。信をおく所以である。

さて、これまでは『行記』を基準として検討してきたが、もし十一世紀頃書写と推測される『琵琶譜』の形成に『行記』が直接の影響を与えていたのであれば、「揚州開元寺」や「水館」「勾當王友真」等という表現が共通して見られたのも当然のこととなる。しかし、そのような影響関係はどうやらありそうにもなかった。『行記』には「廉承武」なる人物は遂に現れないし、そこから彼が州衙前第一所屬の楽人であると知る術は全くない。同じく『行記』には揚州觀察府に琵琶博士を求めたこともなければ、琵琶楽伝習記事もない。日付の干支は殆んど皆無に近いし、「水館」が開元寺の北に位置することも見えないのである。逆に『行記』には入唐五ヶ月後に迎えた正月の条に「開成四年己未當_ニ本國承和六年己未正月一日甲寅_ニ」_一という記載があるので、『琵琶譜』がその前年「大唐開成三年」の干支を「戊辰」などと誤まることはなかったのかも知れないのである。

また、渡唐した遣唐使一行、就中貞敏の動向を伝える資料として最も信頼されるべき『行記』に琵琶楽伝習記事がないことは、伝習の事実を問題とする場合、大きな障害となるように見える。しかし、これも理解し得ないことではない。この遣唐使節には仏教・陰陽道・医学・美術・音楽等の学問や技芸を学ぶ任を負った者が多く含まれていたが、『行記』は仏教関係記事を多く記載するものの、それ以外の学問技芸についての記述は皆無と言つてよい程目にする³²ことがない。つまり問題はひとえに円仁の興味³³のありようなのであつて、貞敏の琵琶楽伝習記事がないのも円仁がさほど興味を持つ出来事ではなかつたからであろう。顧みるに、円仁の著わした書は『入唐求法巡礼行記』であつた。円仁の入唐目的や『行記』の性格から判断するなら、伝習記事がないことはいささかも障害とするに当たらないのである。

以上から貞敏への琵琶楽伝授者を求めると、それは劉二郎ではなく廉承武であつたと断じてよからう。『三代実録』は伝授者を劉二郎とする最も古い史料であるが、少なくとも伝習記事に限つて言うならば信を置き難かつた。それは説話的記述故にではない。記述が事実³⁴に反する、もしくは事実通りでないと思われるが故に信を置くことができないのである。その点『琵琶譜』は『行記』に抵触しないばかりか共通点をも多く含んでおり、その真憑性は極めて高いと認めることができたのである。

五

そして、伝授者が廉承武であつたことを裏付ける資料が『琵琶

譜』以外にも残っている。中古の文学作品『本朝無題詩』中の一篇の詩がそれである。巻二に載せる七言律詩は次のように記す。

彈琵琶。 三宮

閑居親友是何物。只有琵琶一曲自通。

絃象三四時。堪調月。塵遺二十葉。遠傳風。從大唐琵琶師廉承武。至於我已及三十代。故云。

秦箏更巧佳娘藝。羌笛尤宜伶客功。

莫笑老來多感興。一哥三樂慕榮翁。³⁵

注目すべきは第四句とその割注である。これによると、琵琶の樂統は廉承武から作者迄十代に及ぶという。作者三宮、即ち後三条天皇の第三親王で元永二年(一一一九)に四十七歳で薨じた輔仁親王は「風月之遊」に卓越した才人として知られた人物である。彼は和歌のほか詩にも長じて「才智甚高、能有文章」ること、あたかも兼明具平「昔の中つかさの宮などのやうにをはし」³⁶、詩歌以外に笙も巧みで³⁷、「二丸」とも「変黒」とも名付けられた笙を所持していたと伝えられている³⁸。かかる故に「すべて詩歌・管絃に長じました」しかば、世にもなく官もなき人々ハ院内の御事より中々めづらしく思奉りて参通ふ人多かりければ、時の人三宮の百大夫と「呼んだという」³⁹。

輔仁親王の琵琶に関する事蹟は寡聞にして知らず、誰に師事したかも明らかでないが、当時の上級宮廷人として笙ばかりでなく琵琶にも手を染めていたろうことは想像に難くない。子息の花園左大臣有仁が琵琶と笙に秀れていたのも決して偶然ではなく⁴⁰、輔仁親王の薰陶に負うところ少なからずあつたからであろう。『鳳笙師傳相承』の伝える如く、有仁の笙師が輔仁親王であつたようにであ

る。このような風流才人輔仁親王が己れの琵琶の始祖として廉承武を挙げたことは、貞敏に楽を伝授した人物は廉承武であるという伝承が琵琶楽統の中で連綿と生きていた証しであり、また、もしこの伝承の源が『琵琶譜』にあったとしても、それはむしろ本譜が楽統の中で拠り所となるべき、極めて重要な地位を占めていたことを示すものと言うべきであろう。

『本朝無題詩』は保元三年（一一五八）～長寛二年（一一六四）前後に、藤原忠通の依嘱により藤原周光が撰集した漢詩集かといふが（36）、時代が少し下がるにしても『琵琶譜』の説を補強するものとして注目に価する記述である。

最後に廉承武と劉二郎が同一人物であったか否かについて検討してみると、そのように考えるべき積極的な謂れは全く認められない。第一に古い文献の『三代実録』『琵琶譜』とも両者を書き分けており、『本朝無題詩』にしても同前である。第二に両者の混同は後代の文献にいたって初めて見られるからである。先に掲げた四種の琵琶血脈の中で最も古いと考えられる藤木流『琵琶血脈』は廉承武と記すのみであるが、他の三書は共に廉承武の脇に劉次郎と注記している。この劉次郎が『三代実録』の劉二郎と同一ならば、廉承武と劉二郎は同一人物にして同体異名であったということになる。溯って『古事談』には

貞敏渡唐成廉承武之習。一年之間。究習琵琶之曲云々。皈朝之。紫檀琵琶二面得之云々。又以金与廉承武云々。玄上者件琵琶之其一也云々。

（第六「貞敏渡唐爲廉承武習事」）

と見える（37）。このように『琵琶譜』と『三代実録』を折衷しながら、それらとも少しく異なった趣きを持つ伝承は説話集や楽書等に散見し、文献的に最も古いのが鎌倉初期成立と言われる『古事談』である。

要するに、廉承武と劉二郎を同一人物と解釈する考えは資料的に見ると鎌倉時代を溯り得ず、これは結局『琵琶譜』と『三代実録』を折衷した後代の付会と考えてよからう。

六

叙上の如く、『琵琶譜』と『三代実録』を様々な面から検討しつつ、伝授者や伝習問題について縷々述べてきた。この二書から伝習の事実は疑うべくもなかったのだが、具体的な点で相違が目立ち、為に後代に複雑な影響を与えてきた。早くから異伝が生じたことも一因であったが、その異伝が六国史の一に記されていたことはこの不幸に一層の拍車をかけたように思う。六国史Ⅱ事実という先入観は厳に戒める必要があることを改めて示している。

何はあれ、幸いに『琵琶譜』や『本朝無題詩』から次の諸点を確認することができる。即ち、伝習は揚州開元寺の北側にあった平橋館で三週間余に亘って行なわれた。そして主要な問題である琵琶楽伝授者の名は廉承武、彼は揚州府に属する当時八十五歳の楽人であった。因みに、第四項に掲げた森末本『琵琶血脈』や『楽書類聚』に依ると、彼は「文宗武宗二代比師」であったというから、年齢は更へのびる。文宗は太和元年（八二七）～開成五年（八四〇）迄在位し、武宗は会昌元年（八四一）～同六年（八四六）迄であるから

両朝合わせて二十年、ほぼその間琵琶の師として活躍したわけである。文宗開成三年当時八十五歳であったのだから、仮りに武宗即位後程なく没したと想定しても八十八歳、武宗没し次の宣宗即位頃とすると九十三歳となる。この二書の記事がどれ程信頼できるものなのか疑わしいが、年齢に限って言うなら、『琵琶譜』の記載もあるのでたいへんな長寿を保った人物であることは間違いない。

尚、書陵部に『廉承武像』なる一枚の絵が所蔵されている(38)。

包紙の表には「此圖者曾我蛇足之画也安陪季考所持之由從同氏季良覽之則梅戸在親令写了 文政八年十一月五日」、裏には「此圖者廉承武像乎云々 弾比巴雖異躰撥形并掛絃之躰是啄木調之躰歟之旨安陪季良物語也仍令写了」と記されていて、江戸後期の作であることがわかる。廉承武と目される人物は斜め右から琵琶を抱えた姿で描かれ、骨太ながら丸顔でまつ毛や顎ひげ、頬ひげ長く、福耳をしている。口元は笑みを湛えている如くも眼光鋭く、全体として一種異様な、おどろくしい印象を与えることは否めない。しかし、それも説話や楽書等で伝えられる廉承武の特質をみごとに描き上げた名筆とすることができよう。それは確かに、貞保親王や高明等の前に靈となつて度々出現した彼にいかにも相応しい形相をしている。廉承武の伝承は後代迄とだえることなく脈々と生きていたのである。

本稿は『行記』を篩として二者択一的に論を進めてきた。『琵琶譜』の信憑性の高さが検証され、一応の結論を出したとは言え、『三代実録』の伝習記事全てを否定したのではない。いかに伝授者等の問題で不信を抱いたからと言って、『行記』や『琵琶譜』と対

照できない部分迄ひとしなみに否定し去ることは無謀の謗を免れないだろう。そこに幾分かの真実が含まれているかも知れず、課題として残す余地はまだ十分にある。また、廉承武はその実在をもっと確実に証明されねばならないし、否定された劉二郎にしても『三代実録』がその名にした謂は依然不明のままとして残るなど、未解決の問題は少なくない。大方の御批正を乞う次第である。

(一九七四年卒)

注

- (1) 『南宮琵琶譜』とも。書陵部蔵複製。
- (2) 岸辺成雄氏(帝京大学教授)、松浦友久氏(早稲田大学教授)の御示教による。
- (3) 国史大系。
- (4) 講談社現代新書P161。
- (5) 『晋書』卷七十九、列伝第四十九(中華書局)。
- (6) 日本思想大系『古代中世芸術論』(岩波書店)。
- (7) 注4前掲書P161。
- (8) 中田薫氏『唐代法における外国人の地位』(法制史論集三)。
- (9) 『続日本後紀』卷八(国史大系)。
- (10) 注4前掲書P160。
- (11) 上野学園日本音楽資料室蔵。同系図の解説として簡略ながら岩佐美代子氏の『音楽史の中の京極派歌人達』(『和歌文学研究』37号)と福島和夫氏の『音楽相承系譜の問題点』(『東洋音楽研究』43号)がある。また、前論文は菊亭本『箏相承系図』についても記す。
- (12) 『姓氏家系大辞典』『日本歴史大辞典』他。
- (13) 国史大系。
- (14) 『日本古代人名辞典』『日本歴史大辞典』他。
- (15) 『続日本紀』後篇。

- (16) 非参議に到ったのも薨ずる二年前の天長三年正月七日(『公卿補任』)。薨去のことは『類聚国史』(国史大系)卷七十七・音楽・秦楽の部に「淳和天皇天長五年二月癸丑^{廿六}。從三位藤原朝臣繼彦薨云々」、また、『日本紀略』前篇下(国史大系)にも「癸丑^{廿六}。從三位藤原朝臣繼彦薨。年八十。」と見える。但し、『尊卑分脈』は二十七日とする。從三位の叙位が天長三年以前であることは明らかとしてもいつであつたか未詳で、從四位上に昇叙したのは老境に入った六十六歳であつた。『類聚国史』卷三十二・帝王十二・天皇遊獵に依ると、嵯峨天皇弘仁五年(八一四)二月二十一日の条に「己亥^{廿七}。山城守從四位下藤原朝臣繼彦授從四位上。」とあり、卷九十九・職官四・叙位四も同記事。『日本紀略』も略述。尚、『類聚国史』卷三十二で国史大系本が「己亥」を「廿七」日とするのは誤まり。
- (17) 注16前掲『類聚国史』卷七十七・音楽・秦楽。
- (18) 『類聚国史』卷七十七・音楽・琵琶の部にも『三代実録』からの貞敏記事が引用されている。
- (19) 例えば、妙音院師長の『三五要録』卷二・調子品下は次のように記す。
 「風香調 返風香調
 黄鐘調 返黄鐘調
 清調 雙調
 平調 啄木調
 私案琵琶調子品上古各用本調絃管無異即以琵琶平調合笛平調以琵琶黄鐘調合笛黄鐘調而我祖師守宮令定四調備雅樂所謂風香調返風香調黄鐘調清調是也」(書陵部蔵、嘉曆三年(一一三二)写本)。
- (20) 続々群書類従。
- (21) 鈴木学術財団発行。
- (22) 『欽定古今圖書集成』(上海版)、『中国人名大辞典』他。
- (23) 注2の両氏及び植木久行氏(弘前大学助教)の御示教による。
- (24) 坂本太郎氏『六国史』第七・『日本三代実録』P 319。

- (25) 国立国会図書館蔵。奥書に「應長元年十月五日書寫了 覺心」とある。
- (26) 書写年代・筆者共不明。
- (27) 書陵部蔵伏見宮本(伏八六八)。奥書に「延文四年五月十二日注之特進垂相藤」と記す。
- (28) 書陵部蔵伏見宮本『調子品並蘇合香万秋樂伝受譜』の奥書にも「夫四絃一道者、大唐琵琶博士廉承武伝授于遣唐使掃部頭藤原貞敏、守宮令令献上于清和天皇、聖至授式部卿貞保親王、々々伝御于図書頭源修」云々の記載がある由(注1前掲譜解題P 20)。現在、未整理の爲に見ることができない。
- (29) 内田正男氏『日本曆日原典』(雄山閣)。「琵琶譜」の「戊辰」と『三代実録』の「是歳大中元年」は何らかの関連があるのかも知れないが、未勘。
- (30) 群書類従・第九輯。
- (31) 『中右記』元永二年十一月二十四日、二十八日の条(史料大成)、並びに『今鏡』卷八「みこたち」(国史大系)。
- (32) 『鳳笙師伝相承』『大家笛血脈』(共に統群書類従・第十九輯)。尚、『大家笛血脈』には二種の相承系譜が収められているが、輔仁親王を載せる第二の系譜は笛の系譜と無関係で、鳳笙の相承系譜であることが指摘されている(福島和夫氏『楽書断想』『日本歌謡集成』月報3頁)。
- (33) 『體源抄』第四卷「名物等物語ノ事」(日本古典全集)。
- (34) 『源平盛衰記』卷十六「帝位非分」(蓬左文庫蔵写本)及古書院。濁点・句読点は私意に付した。
- (35) 注31前掲『今鏡』に同じ。
- (36) 川口久雄氏『平安朝日本漢文学史の研究』下編・第二十三章院政後期の漢文学・第一節「本朝無題詩の成立と諸本」。大曾根章介氏は編纂の中心に藤原忠通を据え、直接の編纂者に式家の学者、わけても敦

周か敦経等かと考え、応保二年（一一六二）以後、長寛二年（一一六六）迄の約三年の間に成立したと推定している（『本朝無題詩』成立考）国語と国文学37巻5・6号）。

(37) 国史大系。

(38) 雅楽伝授書類519の内No.54 (C8-2-54)。

〔付記〕

本稿を成すに当たって、上野学園大学教授・日本音楽資料室長福島和夫氏には資料閲覧を始めとして種々お力添えをいただいた。心より御礼申し上げます。

法政大学国文学会会則

一九八四年度総会改正

第一章 名 称

第一条 本会は法政大学国文学会と称する。

第二章 目的および事業

第二条 本会は法政大学における日本文学研究の伝統を継承し、科学的創造的日本文学研究を推進することを目的とし、あわせて会員相互の親睦をはかる。

第三条 本会は前条の目的を達成するため左の事業を行う。

- (一) 研究会、講演会、親睦会の開催。
- (二) 機関誌その他の発行。
- (三) 他の学会、研究団体との成果の交換。
- (四) その他右の目的にそつ事業。

第三章 会 員

第四条 本会は左の会員によって構成される

(一) 法政大学文学部日本文学科の現教員、およ

び前専任教員。

(二) 法政大学文学部第一部第二部日本文学科在

学生および卒業生（旧制をも含む）。

(三) 法政大学大学院人文科学研究所日本文学専

攻在学生および卒業生。

(四) 法政大学通信教育部文学部日本文学科在学

生および卒業生、また高等師範部国漢科卒業

生で、入会を希望するもの。

(五) その他評議員会において推せんされたもの。

第四章 役員および機関ならびに

会議

第五条 本会に左の役員をおく。

(一) 会長 一名 会長は会を代表し、総会、評議員会および委員会を招集し、これを主宰する。

(二) 評議員 若干名 評議員は会長の諮問に

じ会務の重要事務を審議する。

(三) 委員 若干名 委員は会務の企画、立案、

執行にあたる。

(四) 常任委員 若干名 常任委員は日常の会務

処理にあたる。

(五) 会計監査委員 二名

第六条 会長は日本文学科主任教授がこれにあ

たる。評議員は日本文学科専任教員がこれにあ

たる。委員および会計監査委員は総会において選

出する。

常任委員は委員が互選する。

会長を除く役員の任期は一年とし、重任をさ

たげない。

第七条 総会は本会の最高議決機関であり、毎年

一回開催する。ただし評議員または委員過半数

の要請がある場合には、会長は臨時総会を開か

ねばならない。

評議員会、委員会は必要に応じて開く。ただし

構成員の過半数の要請がある場合には会長は評

議員会または委員会を開かねばならない。

第五章 会 計

第八条 本会の会費は在学生は年額千二百円（旧

八百円）とし、卒業生は年額二千五百円とし入

会金を千円とする。

第九条 本会の会計年度は毎年七月一日に始まり

翌年六月三十日に終る。